

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
自宅は個人経営の事業を営んでおり、生前、母親が従業員の厚生年金保険の申請と一緒に家族の国民年金の申請をしていた。
申立期間について、両親の分の国民年金保険料が納付されていて、私の分の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、加入していた期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居し、申立人及びその父親の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入しており、その後 60 歳に到達するまで国民年金保険料の未納が無く、納付意識は高かったと認められることから、申立期間における申立人の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

富山国民年金 事案 202

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月及び同年3月
父親が私の国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。
しかし、オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が未納になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金に加入してから60歳に到達するまで保険料の未納が無く、納付意識は高かったと認められることから、申立期間における申立人の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（C工場）における資格喪失日に係る記録及び同社（本社）における資格取得日に係る記録を昭和51年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月30日から同年8月4日まで

昭和48年4月にA社に入社し、51年7月末頃に同社C工場から同社本社へ異動した。申立期間については、雇用は継続されており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、同社からの回答及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和51年8月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失及び資格取得の手續に誤りがあったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月28日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成18年8月28日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額(42万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 8 月まで
昭和 50 年 4 月から同年 8 月まで A 社で働いていたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る A 社は既に廃業しており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社に係るオンライン記録から連絡先が判明し、申立人と同時期に勤務したと考えられる者（6 人）に照会しても、いずれも申立人のことを覚えておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

さらに、申立人は、A 社に入社した経緯と時期、申立期間に係る給与の支給状況、保険料の控除、当時の同僚の名前、勤務した期間及び退職した時期について、いずれも記憶が曖昧である。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番もみられない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 14 年 8 月まで

平成 11 年に A 社の社長から月給 40 万円という約束で入社した。途中で月給 35 万円に変更があったものの、その後退職するまで 35 万円以上の給料をもらっていた。

しかし、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は 22 万円になっている。

オンライン記録と A 社からもらっていた給料が大幅に違うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人が平成 11 年 4 月 19 日に被保険者資格を取得した際の標準報酬月額は 22 万円、14 年 9 月 21 日に被保険者資格を喪失した際の標準報酬月額が 22 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額（22 万円）と一致していることが確認できる。

また、A 社は、申立人の給料からは 22 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと回答している。

さらに、A 社から提出された申立人に係る平成 12 年分、13 年分及び 14 年分の源泉徴収票により、申立人は、申立期間のうち、12 年 1 月以降の期間においてオンライン記録の標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。